

200cm 以上

産業廃棄物の中間処理施設			
この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の大阪府知事の許可を受けています。			
産業廃棄物の種類 ※	以上 種類		
管理責任者		連絡先電話番号	
中間処理施設所在地		保管の高さ	m
		保管上限	m ³ (t)
事業者		許可年月日	
許可番号		許可の有効期限満了日	
事業者住所			

200
cm
以上

※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。

200cm 以上

特別管理産業廃棄物の中間処理施設			
この施設の事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の大阪府知事の許可を受けています。			
特別管理産業廃棄物の種類	以上 種類		
管理責任者		連絡先電話番号	
中間処理施設所在地		保管の高さ	m
		保管上限	m ³ (t)
事業者		許可年月日	
許可番号		許可の有効期限満了日	
事業者住所			

200
cm
以上